

事 務 連 絡
平成 2 3 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

東日本大震災により被災した障害福祉サービス、自立支援医療等の
負担上限月額等の取扱いについて

東日本大震災の被災者等への必要な障害福祉サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般の東日本大震災の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところですが、また、被災地の市町村の一部においては、通常の事務手続を行うことができるようになるまでに一定の期間を要することが見込まれています。

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく指定障害福祉サービス、自立支援医療等、障害児施設給付費の負担上限月額等については、例年 7 月 1 日以降に前年所得又は当年度の市町村民税の課税の状況等により認定を行っているところです。

このため、本年 7 月 1 日以降においても、前年所得等の把握が困難である利用者における負担上限月額等の認定の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村、サービス事業所、医療機関等に周知を図るようよろしく申し上げます。

記

東日本大震災により、指定障害福祉サービス、自立支援医療等の利用者の前年所得等の把握が困難な場合には、当分の間、前々年（平成 2 1 年）の所得若しくは平成 2 2 年度の市町村民税の課税の有無等又は利用者による簡易な申告に基づ

き、暫定的に判定を行っても差し支えないこととすること。

この場合において、前年（平成22年）所得又は当年度（平成23年度）の市町村民税の課税の有無等の把握が可能となり、負担上限月額等に変更があることが判明した場合には、原則として、負担上限月額の変更認定等を行うこととし、それまでの間、利用者が支払った利用者負担額に不足があれば徴収し、超過があれば還付すること。

なお、被災のため障害福祉サービス、障害児施設支援等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、市町村又は都道府県の判断により、利用者負担を減免（災害減免）することができることを申し添えます。